

児童福祉法に基づく認可外保育施設に対する改善勧告結果について

大阪市は、認可外保育施設「ぎんのすず・NURSERY SCHOOL」に対し、児童福祉法第59条第1項に基づく立入調査を実施し、改善指導等を行った結果等を踏まえ、設置者に対し同条第3項に基づく改善勧告を行いました。指定した期日までに改善が図られなかったため、同条第4項に基づき、改善勧告の内容及び改善の状況について公表します。

1 当該施設

施設の名称	ぎんのすず・NURSERY SCHOOL
施設の所在地	大阪市阿倍野区天王寺町南 3-9-28
設置者	希代 典子(個人事業主・施設長)
開設日	平成29年6月19日

2 改善勧告結果公表に至る経過

(1)当該施設において次の事案が発生しました。

事案1

令和3年6月に保育中の児童が施設から抜け出し、建物外に1人であるところを近隣住民に保護される事案が発生しました。

この事案に関し特別立入調査を行う過程において、児童を本来の保育室と異なる保育室に長時間放置するなど、児童に著しい精神的苦痛を与えていることが確認されました。また、抜け出しが記録されていないことが確認されました。

また、本事案について、令和3年10月15日に文書による改善指導を行ったところ、令和3年11月18日に回答がありましたが、その回答において、虚偽の記載内容がありました。

事案2

令和3年9月に実施した年に1度の定期の立入調査において以下の事項が確認されました。

- ・本来の勤務時間と異なる職員のタイムカードを複数作成し、本市立入調査に対しては、偽装したタイムカードを提出し、実際には勤務していない職員が配置されているように装った。
- ・職員の健康診断受診記録について、医師の診断書を偽造して、健康診断を受診したように装った。

(2)上記事案に対し、国の定める認可外保育施設指導監督基準(令和3年4月30日子発0430第3号改正。以下「指導基準」という。)に違反しているとして、令和4年1月6日に改善勧告を行いました。

《基準抜粋》

指導基準	調査事項	調査内容
第5 保育内容	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1)保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること
	(2)乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか
第7 健康管理・安全確保	8 安全確保	j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか

《勧告の概要》

- ・事故が発生した施設においては、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について速やかに記録するなど改善を図ること。
- ・乳幼児の人権に十分配慮し、保育に従事する者の質の向上に努めること。

(3)改善状況

- ・提出された事故記録の写しは明らかに後日作成されたものであるが、施設長は事故当日に記録していたと主張し、事故発生後速やかに記録し、再発防止を図るなど組織的な改善には至っていない。
- ・施設長は児童を放置したとは認めておらず、本市が全職員へ聞き取り調査した内容とは大きく相違し、また、これまでの聞き取りに対する施設長の回答内容も度々変わっており信用性が低い。再発防止策等が示されておらず、改善されていると認めることが出来ない。
- ・児童の抜け出しについては、施錠の徹底や鍵(オートロック)の位置を変えるなど再発防止策がとられており、一定の改善が認められる。
- ・タイムカード等の偽造については二度と行わないと反省しており、一定の改善が認められる。
- ・施設長と全職員への聞き取り内容に齟齬があり、改善勧告に対する回答に虚偽の内容が含まれていることから、全て改善されたと認めることが出来ない。

3 今後の対応

施設長については、改善勧告内容について認めていない点はあるものの、本市指導を受け、今後も各種研修等を通じ保育内容について職員全員でより一層改善と向上を図るとしています。

また、タイムカードの偽装等についても、反省の態度を見せており、一定の改善が認められます。

これらのことから、施設長に対しては引き続き指導監督を行い、保育内容等の改善を求めていくこととします。

【参考】認可外保育施設の指導監督について

国が定める基準に沿って認可外保育施設に対し指導監督を行います。

指導監督については、定期的(年1回)に行う立入調査のほか、通報等があった場合に随時行う特別立入調査等があり、立入調査等の結果、改善を求める必要がある場合は、改善指導を行います。

なお、改善指導にもかかわらず改善がされない場合は改善勧告を行い、改善勧告に従わない場合についてはその旨を公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっています。

